

議題 1 小山広域保健衛生組合のごみの現状

1-1. 小山広域保健衛生組合管内のごみ排出量

小山広域保健衛生組合では、所有する中央清掃センター・リサイクルセンター及び南部清掃センターにおいて小山市・下野市及び野木町から排出されるごみを処理しています。

プラスチック製容器包装と剪定枝の分別回収を開始しました、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までのごみ排出量は図 1 のとおりです。なお、排出量には下野市石橋地区からクリーンパーク茂原に搬入されているごみも含めています。

平成 28(2016)年度と比べると、令和 2(2020)年度は約 2,100 t 増えています。また、平成 29(2017)年度に大幅に増加した以降は、増減はありますが 78,000 t 付近を推移しています。

また、令和 2(2020)年度のごみ種別で見ると、燃やすごみが約 60,450 t (全体の約 77%) と最も多く、次いで燃えないごみが約 5,500 t (全体の約 7.0%)、可燃系資源物が約 4,100 t (全体の約 5.2%)、プラスチック製容器包装が約 2,600 t (全体の約 3.3%) となっています。

このことから、ごみ排出量は燃やすごみの排出量の影響を受けやすいと考えられます。

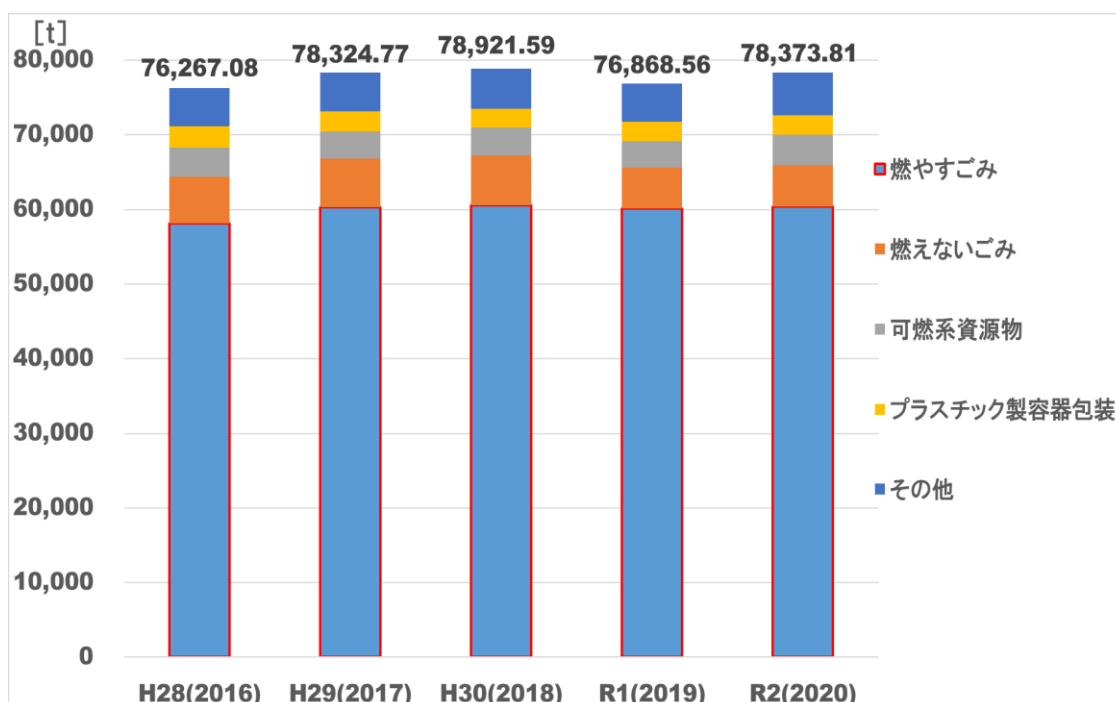


図 1 構成市町のごみ排出量 (石橋地区のごみを含む)

2. 小山広域保健衛生組合の燃やすごみ排出量

当組合で最も大きい割合を占める燃やすごみの排出量について、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの結果を図 2 に示します。

燃やすごみの排出量は平成 28(2016)年度と比べると、令和 2(2020)年度は約 2,300 t 増えています。また、平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度までは増減しながらも、約 60,000 t と横ばいのままです。

排出元で見ると、令和元(2019)年度までは家庭系ごみが約 72%、事業系ごみが約 28%の割合を占めていましたが、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響で在宅が増えたこともあり、家庭系ごみが約 75%、事業系ごみが約 25%の割合を占めていました。

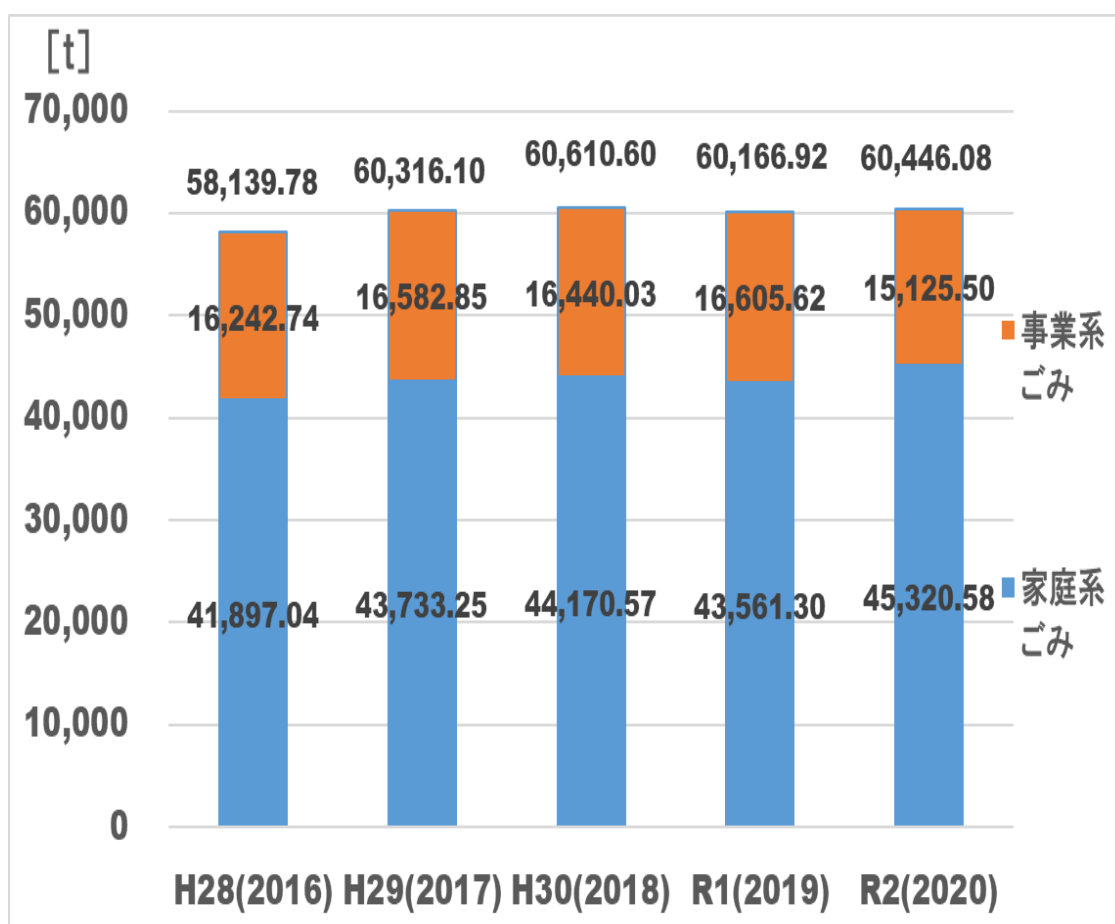


図 2 燃やすごみ排出量 (石橋地区のごみを含む)

3. 燃やすごみの増加による問題点

燃やすごみの排出量が増えていることで、どのような問題が起きているのでしょうか。大きく次の2つが考えられます。

1) 焼却施設の処理費用の増加

現在当組合の焼却施設は 160 t 炉(80 t 炉×2 基)と 70 t 炉の 2 施設が稼働しています。これらの焼却施設に係る管理運営委託料や設備補修工事、燃料費などを含めた処理費用について、平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度までの費用を図 3 に示します。

平成 28(2016)年度は約 10 億 500 万円掛かっていましたが、令和元(2019)年度は約 15 億 1,100 万円と、金額にして約 5 億 600 万円増加しており、約 1.5 倍の経費が掛かっています。

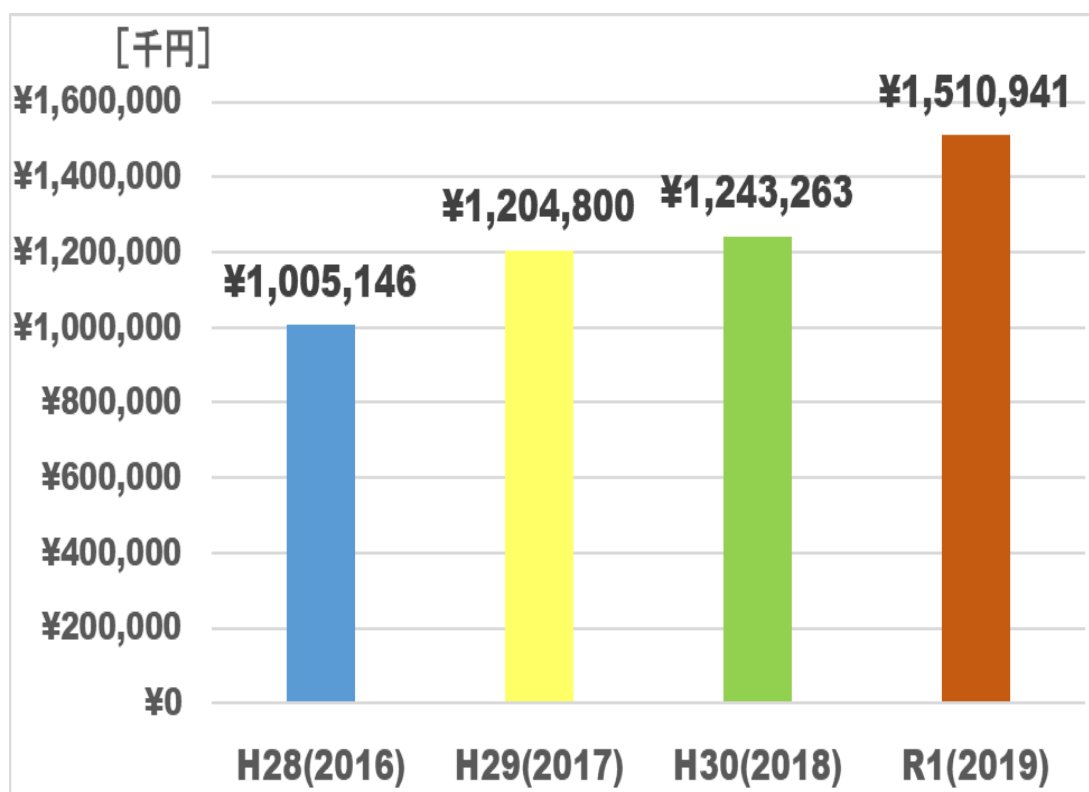


図 3 焼却処理費用

2) 焼却施設処理能力の超過

二つ目の問題点は焼却施設の処理能力を超えていることです。令和2(2020)年度の排出量約61,000tは、現在稼働している160t炉と70t炉の処理能力約60,000tを超えています。このため、現在でも燃やすごみの一部を外部搬出している状況です。

また、新しい焼却施設(180t炉)の竣工に伴い、下野市石橋地区の燃やすごみを新たに受け入れます。焼却施設では災害廃棄物を処理できる余力を有する必要があることから、新焼却施設(180t炉と70t炉)が稼働した際に燃やすごみとして処理できる能力は約56,000tと算出されます。

このことから、燃やすごみの排出量を約56,000tまで削減しないと、下野市石橋地区の燃やすごみを含めて外部搬出をせざるを得ない状況となり、安定的な処理の確保が困難となります。(イメージ図4)

ちなみに、組合の一般廃棄物処理基本計画(令和元(2019)年度策定)では、平成30(2018)年度までの燃やすごみ排出量ペースのまま何も対策しない場合、新しい施設(180t炉)が稼働する令和9(2027)年度には約72,000tまで増えると予測しています。

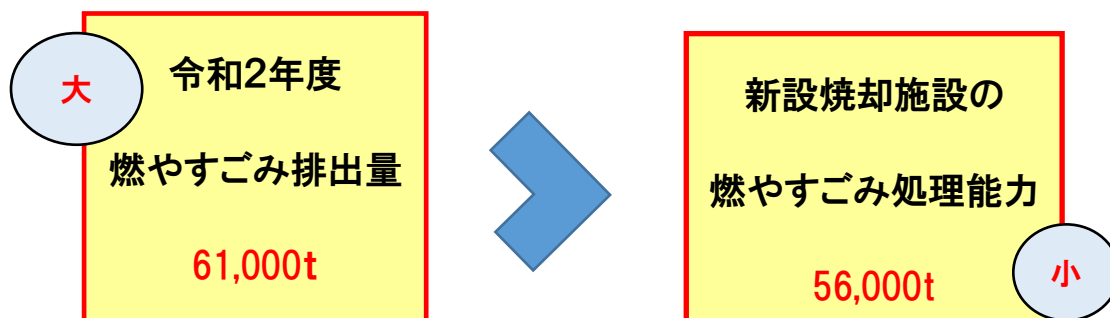


図4 処理能力イメージ図

議題2 燃やすごみの削減目標と削減施策の現状

1. 燃やすごみ削減量の目標値

下野市石橋地区の燃やすごみの受け入れを開始しても、安定的な処理が出来るようにするため、かつ焼却処理事業費の高騰を抑えるためには、燃やすごみ排出量の削減を実施する必要があります。そこで、令和元(2019)年度に改訂した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書では、第2期エネルギー回収推進施設(焼却施設)が稼働する令和9(2027)年度までに、平成30(2018)年度比で燃やすごみを5,000t削減する目標を設定しました。

このことから、平成30(2018)年度の燃やすごみ排出量60,611tから考えると、令和9(2027)年度には55,611tまで排出量を削減する必要があります(図5)。

なお、家庭系を3,100t削減、事業系を1,900t削減する目標はありますが、排出者を問わず取り組んでいただく必要があるため、この削減量に依らず、双方で出来る限りの削減を目指します。

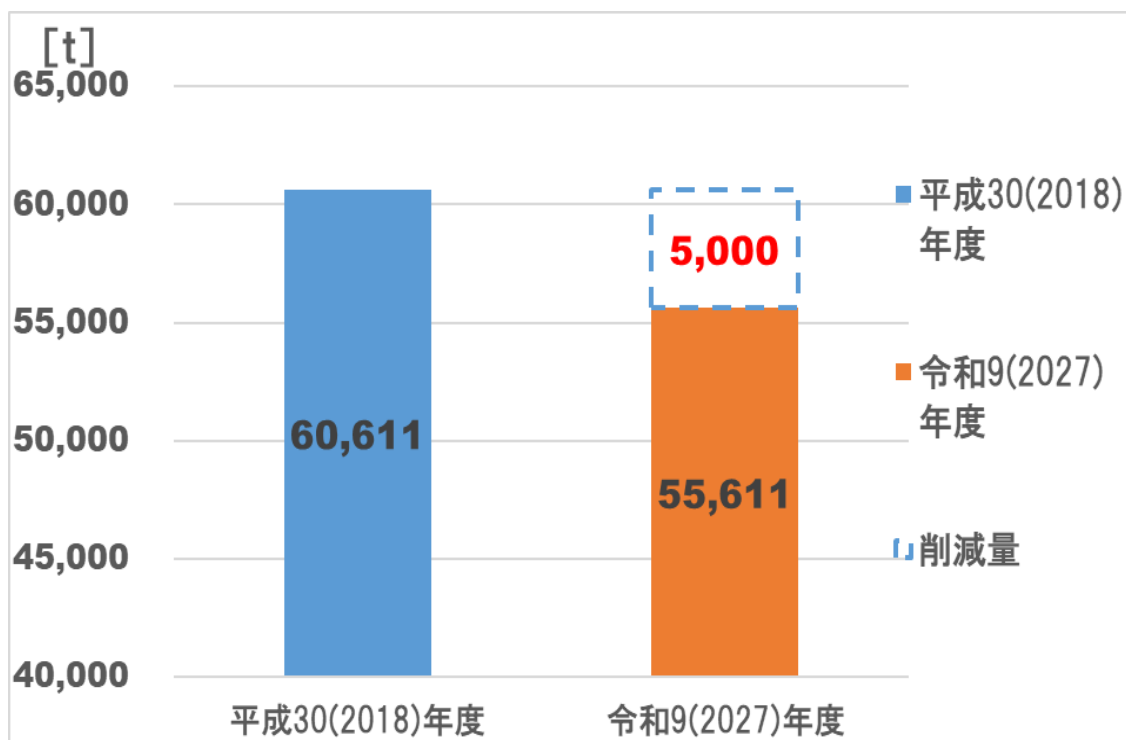


図5 燃やすごみ排出量目標値

2. 燃やすごみ削減施策の決定

5,000 t の削減目標を達成するための削減施策について、当組合のごみ処理状況・環境を考慮しながら議論してきました。

その結果、5,000 t の削減目標を達成すべく重点に取り組むべき燃やすごみ削減施策として、表 1 にある 10 項目を一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書で掲げました。

表 1 燃やすごみ削減施策

実施施策	導入予定年度
家庭系ごみ有料指定袋制度の導入	令和 6（2024）年度
事業系ごみ有料指定袋制度の導入、手数料の見直し	令和 5（2023）年度
ごみの分別映像の作成、配布	令和 4（2022）年度
雑紙分別保管袋の作成、配布	令和 3（2021）年度
直接搬入者の情報を把握し、不適正搬入の対策	令和 2（2020）年度
事業所のごみ処理の実態把握、指導	令和 3（2021）年度
多量排出事業所への訪問指導	令和 2（2020）年度
公共施設の機密文書のリサイクル処理	令和 3（2021）年度
リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止	令和 4（2022）年度
食品ロスの削減	令和 2（2020）年度

3. 燃やすごみ削減施策の現状

組合及び 3 市町では表 1 に示した燃やすごみ削減施策について、ごみ減量化担当課長会議やごみ減量化対策実施会議（副市町長会議）等で、取組状況を報告し情報交換を行ってきました。

これまでに報告された令和元(2019)年度と令和 2(2020)年度の取組状況は、別紙 1 のとおりです。

議題3 燃やすごみ削減施策の今後の方針

ごみ減量化担当課長会議やごみ減量化対策実施会議(副市町長会議)等では、令和2(2020)年度までの取組状況を踏まえ、表1に示した削減施策について令和3年度以降の方針を協議しました。

その結果、表1の施策から2つの取組内容を変更した表2の施策(案)について別紙2のとおり取り組んでいくことを決定しました。

変更点1 「ごみ分別啓発物の作成、配布」

映像以外にごみ分別を啓発する媒体を再検討する必要があることから、これまでの「ごみ分別映像の作成、配布」ではなく、ポスター・パンフレット等幅広くカバーできる「啓発物」に変更しました。

変更点2 「雑紙分別保管袋の作成、配布並びに雑紙分別収集の啓発」

雑紙の保管袋作成以外にも雑紙の分別を知ってもらうべきとのことから、これまでの「雑紙分別保管袋の作成、配布」に「雑紙分別収集の啓発」を追加しました。

表2 燃やすごみ削減施策(令和3年度以降の案)

実施施策
家庭系ごみ有料指定袋制度の導入
事業系ごみ有料指定袋制度の導入、手数料の見直し
ごみ分別啓発物の作成、配布
雑紙分別保管袋の作成、配布並びに雑紙分別収集の啓発
直接搬入者の情報を把握し、不適正搬入の対策
事業所のごみ処理の実態把握、指導
多量排出事業者への訪問指導
公共施設の機密文書のリサイクル処理
リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止
食品ロスの削減